

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第30号

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
被措置児の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	被措置児の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考	1～5 <省略> <u>6 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。</u>			備考	1～5 <省略>		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の瀬戸市母子保健法施行細則の規定は平成25年8月1日から適用する。